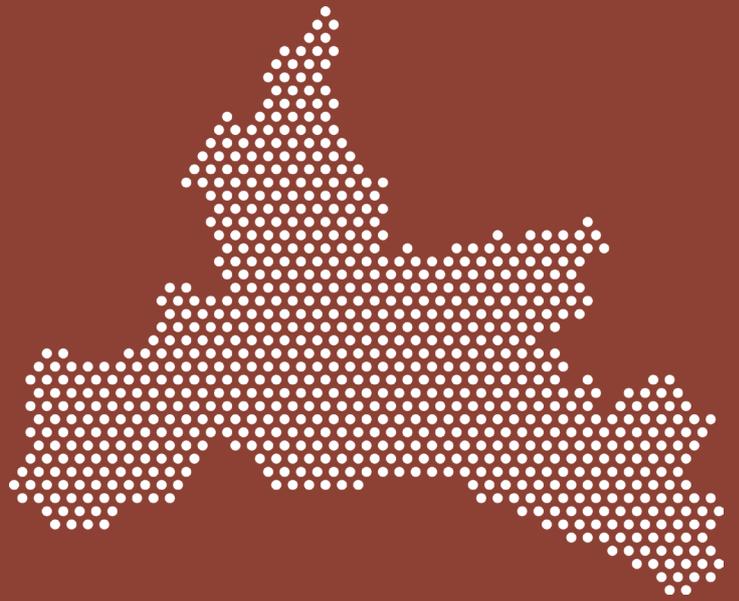


序章

改訂の背景



- 序－1 都市計画マスタープランについて
- 序－2 改訂の背景とポイント
- 序－3 対象区域と計画期間
- 序－4 都市計画マスタープランの構成

序－1 都市計画マスタープランについて

1 都市計画とは

都市は、人・モノ・カネ・情報が高密度に集積・対流するシステムであり、住民の日常生活、商業・工業などの様々な経済活動が営まれ、多様な人々が集う観光・文化の交流の場であります。

このため、都市計画においては、健康で文化的な都市生活及び、機能的な都市活動を確保するため、都市の土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めるものです。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、1992（平成 4）年の都市計画法改正に伴い位置づけられました。市町村の建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即して定めることが規定されています。

（都市計画法）

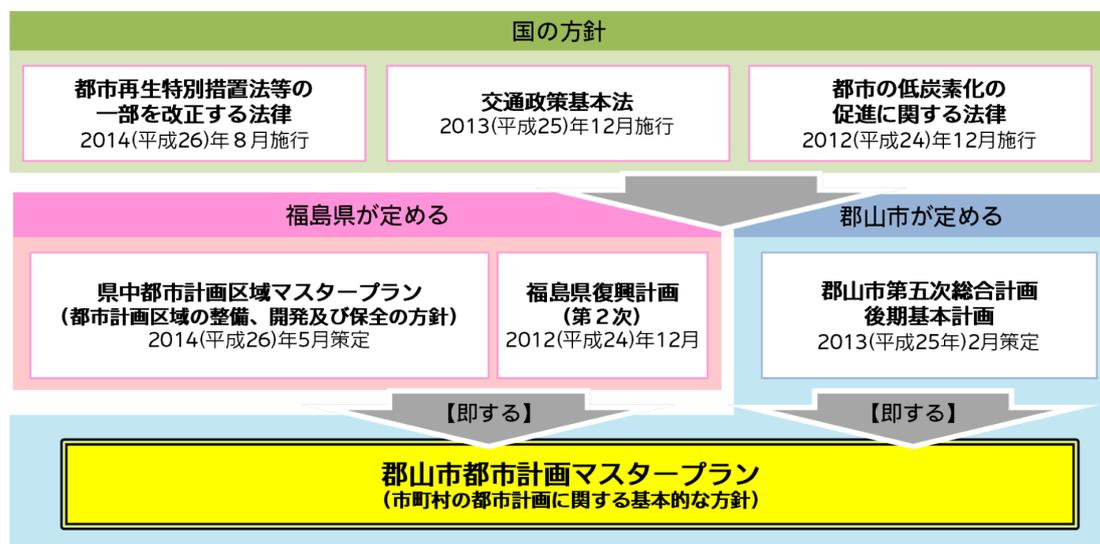
（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

郡山市のまちづくりの上位計画としては、市町村の建設に関する基本構想である「郡山市第五次総合計画後期基本計画」や、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針である「県中都市計画区域マスタープラン」、「福島県復興計画」などがあり、それらの上位計画に即して、郡山市都市計画マスタープランを定めます。

●郡山市都市計画マスタープランの位置づけ



3 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、計画的な都市づくりを進めるための指針であり、都市の全体像を示し、住宅地、商業地、工業地や公共施設の配置・規模などについて、中長期的な見通しを明らかにすることが求められています。都市計画マスタープランに求められる基本的な役割は次のとおりです。

(1) 分かりやすく都市の将来像を示します

市民や地域組織、NPOなどの市民団体、事業者、行政など多様な主体が共有できる都市づくりの目標を設定し、分かりやすく都市の将来像を示します。

(2) 都市計画の基本的な方針を示します

都市づくりを進める際の都市計画の決定や見直しに関する基本的な方針を示します。

(3) 都市計画の総合性・一体性の確保を推進します

土地利用、都市施設、市街地開発事業などの都市計画相互の関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを進めます。

(4) 市民などの都市計画に対する理解や実現への合意形成を高めます

都市づくりに対する課題や方向性について市民の理解や合意が得られ、都市計画の実現の際には円滑に進むような仕組みづくりを示します。

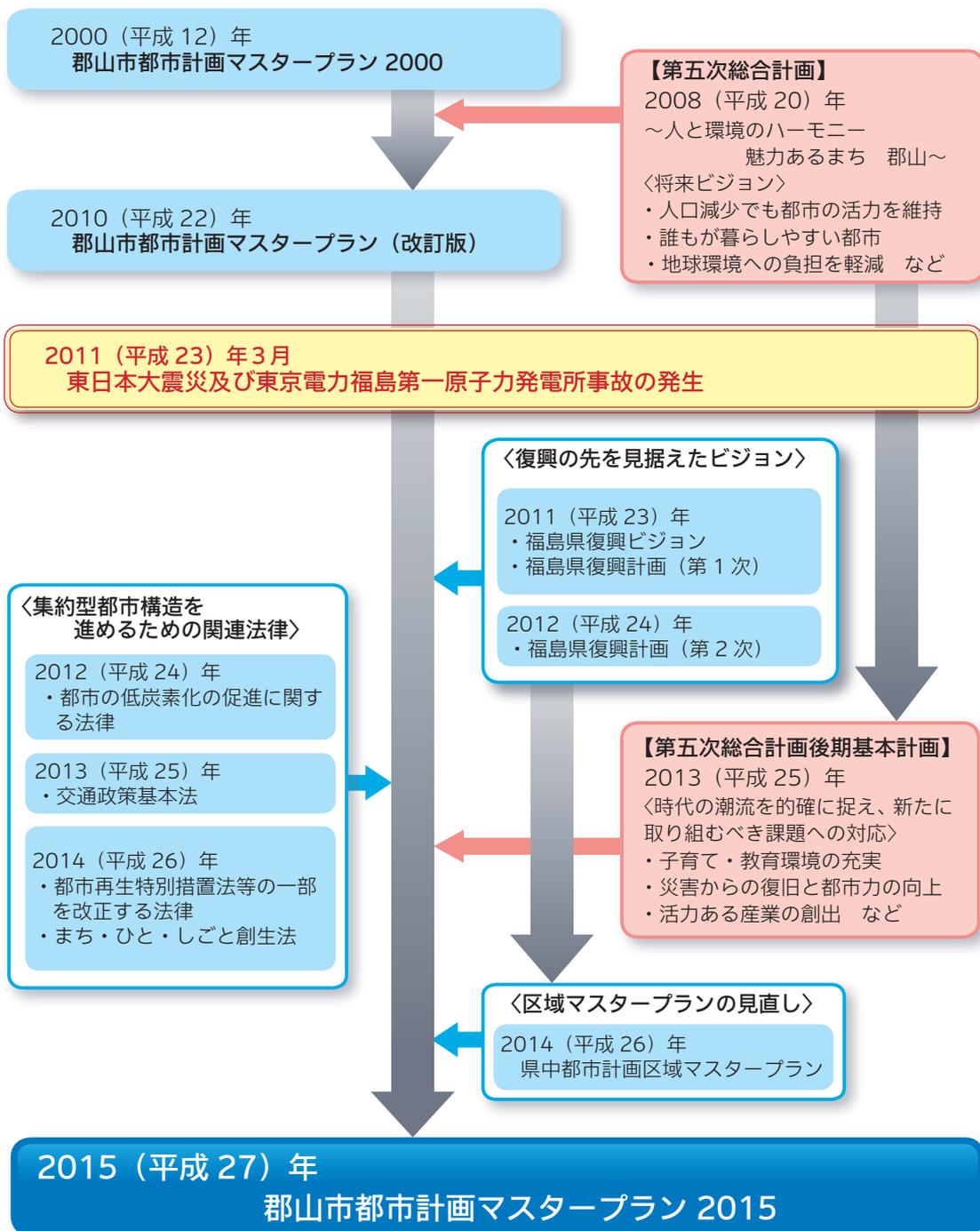
序－2 改訂の背景とポイント

1 改訂の背景

「郡山市都市計画マスタープラン 2000」は、2000（平成 12）年に策定され、10 年を経過した 2010（平成 22）年に、急速な少子高齢化に伴う人口減少など社会構造の大きな転換期を迎えることから、将来都市構造を「集約型都市構造」として改訂しました。

その後、2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、本市を取り巻く社会情勢の大きな変化や都市計画に関連する各種法制度の改正等を踏まえ、今後を見据えた中長期的な都市計画の基本方針を再度改訂することとしました。

●郡山市都市計画マスタープラン改訂の変遷と今回改訂の背景



2 改訂のポイント

社会情勢の変化や東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生等を背景とした、今回の改訂のポイントを5つに整理しました。

(1) 震災復興に向けて郡山市に求められた役割を示す

「福島県復興計画（第2次）」を踏まえ、郡山市を含む中通りエリアの役割や郡山駅周辺の地理的重要性を明らかにし、復興の取り組みについてマスタープランに位置づけます。

また、地域全体の価値向上に向けて、震災後、空洞化が加速した都心ゾーンについて、都市の魅力を楽しむゾーンとして再生するため、低未利用地の再生や再開発の誘導、公共空間活用による地域再生の方向などを都市計画マスタープランに示します。

(2) 改正都市再生特別措置法による立地適正化計画を見据えた都市構造を示す

郡山市の歴史や既存の都市構造を生かし、郡山市が目指す将来都市構造の基本的な考え方を明らかにします。

また、今後、立地適正化計画を検討していく上で必要なまちづくりの方針や都市機能誘導区域等の考え方を示します。

(3) 交通政策基本法による公共交通ネットワーク再構築の方針を位置づける

本格的な人口減少社会において、地域社会の活力を維持・向上するためには、都市構造の再編と合せて、公共交通の再構築を行うことが重要です。2014（平成26）年に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」では、地方公共団体が中心となり、事業者と協議の上、地域公共交通網形成計画の立案や、計画に基づく事業を推進し、これを国が支援していくことが位置づけられています。

郡山市においても、まちづくりと一体となった公共交通網の再構築を実施していくため、基本的な方針をマスタープランに位置づけます。

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素まちづくりの方針を示す

「福島県復興計画（第2次）」では、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を生かし、原子力に依存しない社会を目指すため、再生可能エネルギーの推進による新たな社会づくりに取り組むことが示されています。

郡山市においても、都市構造、交通、エネルギー、緑の各分野において、温室効果ガス削減の具体的な目標を定め、低炭素まちづくり計画の策定に向けた、まちづくりの方針を都市計画マスタープランに示します。

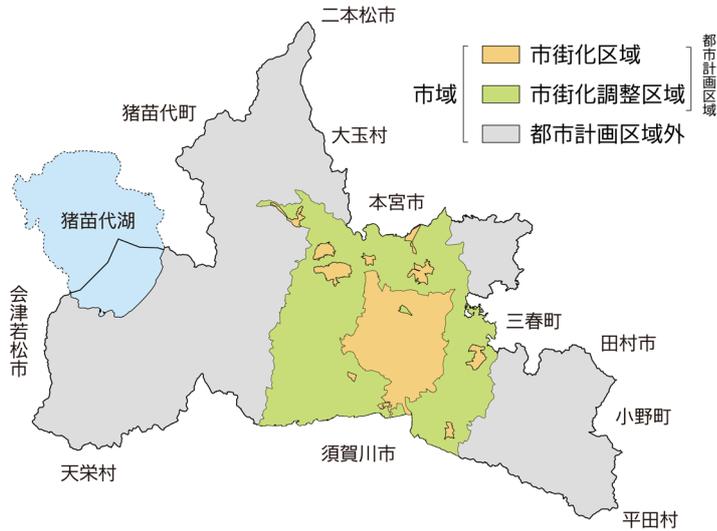
(5) 将来都市構造を実現するため、推進すべき個々のプロジェクトを位置づける

新たな課題に対応し、目指すべき将来都市構造を着実に実現するために、優先度の高い事業や重要度の高い事業に重点的に投資を行い、積極的な推進を図ります。

序-3 対象区域と計画期間

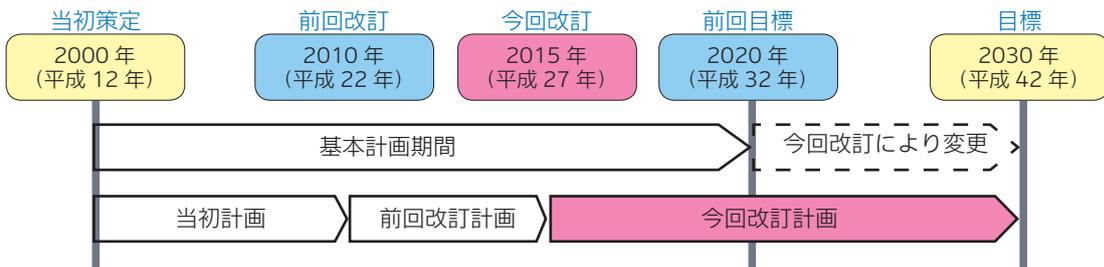
1 対象区域

郡山市では都市計画区域外にも多くの市民が生活し、都市計画区域と連携する一体的な生活圏を構成していること、また、この生活圏を生かしたまちづくりを行うために、郡山市都市計画マスタープラン 2015 の計画対象区域は郡山市全域とします。



2 計画期間

郡山市都市計画マスタープラン 2015 の目標年次は、2030（平成 42）年とします。
当初策定したマスタープランの目標年次は、2020（平成 32）年としていましたが、今回は、中長期的視点に立った都市づくりを進めるための指針として、「県中都市計画区域マスタープラン」と連携を図るため、「県中都市計画区域マスタープラン」の目標年次である 2030（平成 42）年としました。



序一 4 都市計画マスタープランの構成

郡山市都市計画マスタープラン 2015 は、市域全体を対象とした「全体構想」と市域を 15 地域に区分した「地域別構想」及びそれらの構想の実現のための「実現化の方途」により構成しています。はじめに、計画策定の前提となる、改訂の背景や都市の現状と課題を整理します。

「全体構想」では、郡山市の都市づくりの基本理念と基本目標を示した上で郡山市が目指す将来都市構造と、この都市構造の実現に向けた都市づくりの重点テーマである都市づくり基本方針を定めます。

また、分野別方針では、基本理念等を踏まえ、各分野ごとに基本的な考え方や主な取り組みを示します。

「地域別構想」では、歴史的な経過、地域特性や地理的条件などから旧町村を基本に、本市を 15 地域に区分し、まちづくりの目標や方針を示します。

「実現化の方途」では、都市計画マスタープランは具体的なプロジェクトの推進によって実現化していくことが重要であるとの観点に立ち、「都市づくり基本方針」の実現に向けた先導プロジェクトを示します。

今回改訂の郡山市都市計画マスタープラン 2015 では、全体構成の中核に、「都市づくり基本方針」を据え、市民に分かりやすく、施策を伝えるための構成とします。

●郡山市都市計画マスタープラン 2015 の構成図

